



下野市奨学金の 償還を一部免除します。

下記の要件をすべて満たすことが償還免除の条件になります。

- ① 下野市奨学金の貸付を 2年以上 受けている。 **※事前申請が必要です。**
- ② 在学する学校を 正規の修業期間内 で卒業している。 ※1
- ③ 最終学校を卒業した月の翌月から、 1年以内 に市内に居住し、引き続き 5年以上継続して居住している。
- ④ 上記③の市内居住期間内に 就業している。 ※2
- ⑤ 遅滞なく下野市奨学金の償還をしている。 ※3
- ⑥ 市税を完納している。

条件を満たした場合、修学資金総額の

4分の1 を免除します。 ※4

○償還総額から償還免除額を差し引いた額まで償還を続けていただいた後、償還の一部免除を行います。

※1…傷病等やむを得ない事情により休学等をした場合を除きます。

※2…妊娠その他正当な理由により就業が困難な場合はこの限りではありません。

※3…大学院等、さらに上級の学校に進学したときの償還猶予を除きます。

※4…入学一時金は償還一部免除の対象外です。

◎詳しくは下野市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

〒329-0492 栃木県下野市笹原 26 番地
下野市教育委員会事務局 教育総務課

TEL 0285-32-8917

(下野市役所 3階)

